

日本の消防職員に関するILOの近年の指摘 および議論経過について

於、第2回「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」

2010年2月26日

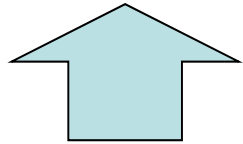


委員 木 村 裕 士
日本労働組合総連合会 総合企画局長

1. 連合による「日本政府の結社の自由違反に関する提訴状」 (2002年2月26日)

< 提訴に至る背景 >

- ①ILOによる度重なる勧告等によっても改善されない日本の公務員制度(労使関係)の実態
- ②2001年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」の内容の問題性(職員団体との協議なく能力実績主義的な給与制度の導入、第三者機関の機能の整理等を盛り込む一方、労働基本権のあり方見直しはなされず)



連合および連合官公部門連絡会として、ICFTU(※現ITUC)ほか国際産業別組織と共同でILOに提訴

※ITUC→国際労働組合総連合

< 提訴状における、消防職員・刑事施設職員・海上保安職員の団結権否認に関する指摘事項 >

結社の自由委員会139次報告(73年11月)における勧告(下記)等を引用し、日本の公務員制度がILO条約87号、98号条約に違反していることを指摘。

「消防職員—日本において、独自の特徴があるが、警察や軍隊の構成員ではない—の団結権に関する申立てについて、当委員会は、87号条約の規定はこの種の労働者を同条約第9条に基づき団結権から除外するものではないという条約及び勧告の適用に関する専門委員会によって表明された見解を政府に指摘すること、しかし、団結権とストライキ権は異なった二つの問題であり、かつ前者は必ずしも後者を含むものでないことを想起することを勧告する。」(180項)

2. 提訴に対する結社の自由委員会第329次報告(=1回目の勧告/2002年11月)

パラ633: 団結権に関して、委員会はすべての公務員は民間部門と同じく、自らの選択に基づいて組織を結成してその権利を守るべきであることを想起する。唯一可能な例外は軍隊と警察であり、第87号条約第9条に示されているとおり、限定的な方法により定められるべき例外である。消防職員と刑事施設職員は団結権を与えられるべきである。

消防職員委員会に関する政府の見解に留意しつつ、委員会はこの問題は1965年から取り上げられており、誤解の余地のない結社の自由委員会および専門家委員会勧告が数多く出されており、2001年総会条約勧告適用委員会を含む多くの会議の場でも問題があることを示している。肝心なことは、日本の消防職員は団結する自由を持たず、彼らを代表する組織は団結権を求め続けているということである。団結権とスト権は別物であることを想起し、委員会は政府に対し、法制度を変更して消防職員および刑事施設職員が自らの選択による団体を設立することができるようにすべきであると要請する。

パラ652: 前述の中間的な結論を踏まえ、委員会は理事会に対し、次の勧告を承認するよう求める。

(a) 日本政府は公務員の労働基本権の現行の制約を維持するという、その公表した意図を見直すべきである。

(b) 委員会はこの問題について、より広範な合意を得るため、また法制度を改革して結社の自由の原則に則ったものとするという目的で、公務員制度改革の意義と内容について関係するすべての団体と全面的で率直かつ有意義な協議がただちに実施されるよう強く勧告する。これらの協議はとりわけ、日本の法制度および慣行が第87号および第98号条約の規定に違反しているということに関して次に述べる事項を取り扱わねばならない。

(i) 消防職員と刑事施設職員に自らの選択に基づく団体を設立する権利を与えること

(以下略)

3. 結社の自由委員会第331次・第340次報告(=2回目・3回目の勧告/2003年6月および2006年3月)

<331次報告=2003年6月>

パラ549(消防職員と監獄職員の団結権):

(前略)

政府の見解には何ら新しい要素はなく、様々なフォーラムで数々の議論がなされたにも関わらず、全く何の進展も見られていないことを深く遺憾とする。第87号条約の唯一の例外は軍隊と警察のみであり、委員会は再度政府に対し消防職員および監獄職員に団結権を与えるよう主張する。この件に関する進展を今後も委員会に報告するよう求める。

パラ558: 前述の中間的な結論を踏まえ、委員会は理事会に対し、次の勧告を承認するよう求める。

(a) (略)

(b) 委員会は再度関係者に対し、公務員制度改革について、および日本がすでに批准している第87号及び第98号条約に述べられている結社の自由の原則に則った法改正について、早急に合意が得られるよう努力すること、および進展を通知するよう再度強く要請する。合意はとりわけ、次の諸点についてなされるべきである。

(i) 消防職員及び刑事施設職員に団結権を保障すること

(以下略)

<340次報告=2006年3月>

パラ994: (前略)

さらに委員会は、消防職員および刑務所職員に関する政府から提供された情報に留意する一方、これらの労働者が依然として団結権を制約されていることに注視している。委員会は、公務員制度改革に関する議論が進行中であることに留意しつつ、政府がこの機会に、消防職員と刑事施設職員が団結権を享受できるようにするよう勧告する。委員会は、消防職員委員会制度の改革に関心をもって歓迎する。委員会は、政府および提訴団体に対し、今後も議論の結果について情報提供を続けるよう求める。

パラ999: 前述の中間的な結論に照らし、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に求める。

(a) 委員会は、関係者による対話が構築されたことに関心をもって留意するとともに、関係者に対し、公務員制度改革および日本が批准している第87号および第98号条約に述べられる結社の自由の原則に則った法改正について、早急に合意に達するために現在進行中の努力を続けるよう強く督励する。協議は特に次の項目を扱うべきである。

(i) 公務員に労働基本権を付与すること

(ii) 消防職員および刑事施設職員に団結権を付与すること

(以下略)

4. 第97回ILO総会における日本案件に関する議論と結論

＜2008.3 ILO条約勧告適用専門家委員会報告＞

委員会は、1973年に、「消防職員の職務が、その性格において、第87号条約第9条で規定する、(条約の)適用範囲の除外を認める職務にはあたらないと考える」と述べた。また、日本政府が「この種の労働者に団結権を保証するための適切な措置を講じるよう」希望を表明したことを再び想起する。従って本委員会は、日本政府に対して消防職員に対する団結権を確実に保証するために、すでに行われているか、検討されている法的追加措置について次回報告で示すことを再度要求する。

＜第97回ILO総会(2008年6月)基準適用委員会における議論＞

○使用者側スポークスパーソンの指摘

(87号)条約には軍および警察に関する特別条項が含まれている。これらの除外には相応の理由がある。専門家委員会はこれらの規定について、日本政府よりもはるかに狭い解釈をしている。日本政府は自らの立場について、批准に至る歴史的経緯や消防職員に対する日本特有の伝統的見方といった相応の理由があるのだろう。しかしながら、使用者側は日本政府の論法に与しない。

○労働側スポークスパーソンの指摘

消防職員委員会および職員への情報伝達を担う「意見取りまとめ者」の制度が10年前に設置された。調査によって、これらの委員会が限定的な役割しか持っていないことが明らかになった。さらに専門家委員会は35年以上にも亘って、消防職員は条約の適用から除外され得ないことを指摘し続けることを余儀なくされている。

＜第97回ILO総会基準適用委員会 日本案件の結論＞

政府に対し、この全面的かつ率直な対話というアプローチを、条約を法的にも実態的にも全面的に適用することを確保するために必要な文書の更なる策定に当たっても追求するよう督励する。この点について委員会は、公務員に第87号条約上の権利を確保し、消防職員に当局の干渉なしに団結する権利を保障する必要を想起する。委員会は政府に対し、当面、消防職員組合の事実上の承認を進め、彼らが適切な協議および交渉に参加できるようにするよう督励する。

5. 結社の自由委員会第350次・第354次報告(=4回目・5回目の勧告/2008年6月および2009年6月)

<350次報告=2008年6月>

パラ1213:さらに連合は、(行政改革推進本部専門調査会の報告書について)消防職員の団結権、公務員の争議権、労使協議制について賛否両論を併記する以上のものではなく不満としている。報告書では、協約締結権付与の問題に関して一定の方向性を示しているものの、結社の自由委員会の報告に沿って解決されるべき具体的かつ重大な課題は未解決のままである。

パラ1217:本委員会は、本件の前回審査以来、前進が図られたことに留意し、関係者間で定例討議が行われていることを歓迎する。委員会は、国会で最終的に可決された法案が、今後、適切な手順を踏み、日本が批准した第87号条約と第98号条約に述べられた結社の自由の原則の実現に向けて必要な措置を、とりわけ以下の事項に関して、効果的かつ遅滞無く講じられるように、十分な社会対話のメカニズムを育成することを期待する。

(i) 公務員に労働基本権を付与すること

(ii) 消防職員と刑事施設職員に団結権を付与すること

(以下略)

<354次報告=2009年6月>

パラ992:(b) 調査会という形態で制度化された三者間の議論が行われたこと、および独立した懇談会が設置されたことを歓迎しつつ、本委員会は、日本が批准した87号条約と98号条約に示されている結社の自由の原則の実行に必要な措置を、効果的かつ遅滞なく実施することを目的として、全面的な社会対話の促進を確保する措置を継続するよう求めた政府への前回の勧告を、とくに以下の点に関して強く繰り返す。

(i) 公務員に労働基本権を付与すること

(ii) 消防職員と刑事施設職員に団結権を付与すること

(以下略)

＜まとめ＞

1. ILOは少なくとも35年以上にわたって、消防職員に対する団結権問題について日本政府に勧告。連合が提訴を行って以降もすでに5回もの勧告を行っている事実。
2. ILOにおいては、日本政府のこれまでの立場は、労働者側のみならず使用者側にも支持を得られておらず、使用者側スポークスパーソンも消防職員の団結権を認めるような改革を進めるよう意見表明している。
3. 消防職員の団結権について、ILOは、日本の法制度が87号・98号条約が示す結社の自由の原則に則っていないものと断じており、公務員制度改革の議論の中で、関係者との協議のもと、団結権を付与することを強く勧告している。